

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
757	令和3年4月23日	令和3年6月16日	全ての有権者に選挙の郵便投票の規制緩和	現在投票所がすくなくて来ており地方だけでなく都市部でも高齢者、交通手段に限られる「投票弱者」おられます。これを解消するため「選挙の投票を郵便で行う」「デジタル庁ができれば「スマホ等で投票を行う」	衆議院選挙等でも若者の投票率が低いことが問題になっております。国民の意見を多く反映させた国会にするためにも必要と考えます。デジタル庁ができた際はスマホで投票できるようお願いします。 効果 1.投票所を設けたり投票所を運営する人がいないので大幅に経費が節約できる。 2.若者や遠隔地の人々が簡単に投票できることとなる。 3.デジタル化すれば郵便コストもかからない。	個人	総務省内閣官房	郵便等投票については、現行制度において、重度障害者や要介護5の者に限って認められています。また、インターネットによる投票は、現行制度において実施されていません。	公職選挙法第49条第2項 公職選挙法施行令第59条の2	検討を予定	郵便等投票は、疾病等のため歩行が著しく困難な者の投票機会を確保するために、選挙の公正を確保しつつ設けられている制度です。したがって、身体障害者のうち、歩行が困難な者や外出が困難な者といった、一定以上の重度障害者等に限り郵便等投票が認められているところであり、対象者の拡大については、選挙の公正確保等との関係から、検討が必要です。また、インターネット投票の導入については、システムのセキュリティ対策をはじめ、確実な本人確認や投票の秘密保持など、選挙の公正確保等の観点から解決すべき重要な課題があり、多方面からの検討が必要です。	
759	令和3年4月23日	令和3年5月24日	法務教官の廃止について	法務教官という官職は、廃止されるべきである。現在、法務教官の官職が取り扱っている業務については、刑務官の指定を受けた法務事務官において引き継ぐこととすべきである。	近年、少年院及び少年鑑別所(以下これらを少年施設とする)の被収容者数が減少している。地方の少年施設では、収容者数が0となることも珍しくない状態である。これは、未成年者の人口を分母として非行少年の数を分子として割合にした場合でも、少年法公布時(昭和23年)と比べると現在は非行少年の割合が著しく減少しており、少子化の影響とは関係のないことと考える。 しかも、現状、少年施設に収容される者の年齢構成は、殆ど18歳を超えている場合が大半を占めているところ、民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)の施行(令和4年4月1日)により、成年年齢が18歳となる予定であり、少年法(昭和23年法律第168号)の改正が議論されている。さきの法制審議会の答申の通り少年法の規定が改正されるのであれば、改正法施行のあかつきには、18歳以上の者が被収容者となる場合は、原則として刑事施設において執行されることになると考えられる。 このような状況に鑑みると、僅かな非行少年のために現状のまま少年施設を存置し、法務教官という官職を現状のままにしておくことは非合理的なことと言わなければならない。もっとも、被収容者の更生という点については刑事施設より少年施設のほうが優れていることは間違えないが、今後刑事施設において被収容者の更生と教育を充実すれば足りることと考える。 本提案を実行することにより、少年施設に係るあらゆる費用を削減することができると考える。	個人	法務省	本年5月21日に成立した少年法等の一部を改正する法律においては、罪を犯した18歳及び19歳の者を「特定少年」と位置付け、特定少年に対して家庭裁判所が行う保護処分として、少年院送致が規定されており、「18歳以上の者が被収容者となるときは、原則として刑事施設において執行されることになる」とはありません。	少年法等の一部を改正する法律案改正少年法第64条第1項第3号	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
760	令和3年4月23日	令和3年12月2日	法改正案及び政令改正案において、新旧対照表方式を標準とする。	国会に提出される法改正案、及び閣議に提出される政令改正案において、原則として逐語的改正方式による、いわゆる改め文の作成をやめ、新旧対照表を改正案の本体とする。(新旧対照表ではその改正の内容が十分に表現できない、又はかえって理解しがたくなるような場合等の例外を除く。)	法改正案及び政令改正案では改め文が本文とされ、併せて作成される新旧対照表は参考資料の扱いとされているが、多くの国民にとっては改め文より新旧対照表の方が改正内容を理解しやすい場合が多く、かつ同じ内容を表す資料を二重に作成することにより、事務の効率化が妨げられている。 新旧対照表ではその改正の内容が十分に表現できない、又は改め文と比較してかえって理解しがたくなるような場合等の例外を除き、原則として新旧対照表を議案の本体とすることにより、事務が効率化し、国民にとっても改正内容の正確な把握のために読解の困難な改め文にあたる必要がなくなる。 なお、閣僚懇談会における河野行政改革担当大臣(当時)からの紹介を受けて発出された「新旧対照表の方式による府省令等の改正について」(平成28年3月25日付各府省等法令窓口担当官宛内閣官房行政改革推進本部事務局事務連絡)により、法律・政令以外の府省令、規則、訓令又は告示については各府省等の御判断で改正方式を選択することが可能とされ、既に多くの府省等において新旧対照表方式が導入されている。	個人	内閣官房内閣法制局	番号723の回答を参照してください。				
761	令和3年4月26日	令和3年5月24日	行政機関所管の道路施設の使用許可手続きについて	北海道開発局所管の道の駅駐車場を地方自治体(当方)が一時的に使用するにあたって協議書を提出したところ、然るべき者の押印及び紙文書での提出を求められたため、押印を不要とし、及び電子文書による協議を可能とするよう提案する。	行政機関からの協議であることは、メールアドレス等から明らかになるものであり、文書による協議は必要としても、押印や紙文書でのやり取りは不要で、過大な業務と考えるため。	個人	国土交通省警察庁	道路占用許可の手続きについては、事前相談を行う場合は対面に限らず電話等でも対応できるものとなっております。また、申請自体は押印も不要となっており、道路占用システムを利用した電子的な対応も可能となっているところです。	道路法第32条	現行制度下で対応可能	ご提案の内容がどのような規定による手続きを示すか不明なため、道路占用許可の手続きと仮定して回答させていただきます。対応については、制度の現状欄に記載のとおりです。	
762	令和3年4月27日	令和3年6月16日	建築確認申請時に実施する地盤調査データの防災への利用	建築確認申請時に実施する地盤調査データを、防災政策に利用する。 建築確認申請時の地盤調査データを吸い上げデータベース化することで、膨大な数の点データが収集できる。そこから面的な分析をすることで、液状化や地盤沈下のリスク予測の精度を上げることができるのではないかと。	国土の防災、減災をする上で、今後各自自治体が地盤の調査等を行うことになると思うが、予算や工期の関係で進捗には長期間を要すると考えられる。 建築確認申請は、全国の市町村で実施され、その際に地盤調査を実施している。このデータを転用することで、自治体の業務量を減らし、調査期間及びコストを削減することを想定した。 現在は、各規制法令上収集したデータを、他法令で使用することは難しいと思うが、民間が蓄積したデータを行政が利用することで効率的に仕事が進むと思う。	個人	国土交通省内閣府	ご提案いただきました建築確認申請時に提出される民間工事で得られた地盤情報につきましては、国のデータベース等への収集、公開はされておられません。一方で、一部の地方公共団体では、建築確認時に得られた地盤情報をデータベースとして閲覧に供す取組みが行われており、これらの取組を促進するため、国土交通省から建築確認を行う特定行政庁へ情報提供しております。また、国土交通省の運用する「国土地盤情報データベース」に建築確認申請時に得られる地盤情報を登録する仕組みとして、建築確認を行う特定行政庁等から申請者に対し協力を依頼し、建築主等の同意を得たうえで、地質調査会社が上記データベースへ地盤情報を登録するという連携方策についても特定行政庁に情報提供を行っております。なお、当該データベースについては、国や地方公共団体における公共工事等にて収集された約25万件(令和3年5月現在)の地盤情報が登録されております。 地盤情報データベースの防災政策への活用の一例として、宅地の液状化対策分野においては、宅地液状化ハザードマップの作成にあたって、「様々な機関がウェブ等で公開している地盤情報データなどを収集し活用する」ことを地方公共団体向けの手引き(※)において示しております。このことから、建築確認申請時における地盤情報が収集・公開された場合、各地方公共団体において活用されるものと考えております。 ※「リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップ作成の手引き」(p33にデータベースについて記載) https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000044.html	建築基準法	その他	制度の現状欄に記載の通りです。	
								いただきましたご提案についてはご意見としてお伺いさせていただきます。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
764	令和3年5月26日	令和3年6月16日	教員の部活動問題の早期改善	<p>??教員が通常業務に専念できることによる教育の質の向上を図れる ??部活動指導員を採用することで雇用を増やすことができる ??いわゆる素人顧問ではなく専門の部活動指導員が指導することができる</p> <p>当方、高校教員の妻で現在1歳の娘の育児休暇中です。主人は野球部顧問で平日は21時過ぎに帰宅、土日は全て丸一日部活動の為に不在です。本人は希望していないにも関わらず、人材不足の為仕方なくこなしているという感じです。</p> <p>世間が働き方改革と騒がれている中で、教員だけは置いてけぼりのような印象があります。</p> <p>主人はいつも疲れており、部活動に時間を取られるため授業準備等の本来の業務が終わらず、いつも仕事を自宅に持ち帰り深夜まで働き、朝練のため早起しに出かけて行きます。このままでは体を壊してしまうのも時間の問題ではと心配しています。</p> <p>当然育児に参加することはできず、いわゆるワンオペ育児が続いています。育児ノイローゼはこのような家庭環境が大きな原因になるのでは、とも思います。</p> <p>部活動の意義や重要性については重々理解しています。ですが、余にも教員の犠牲が大きすぎるように思うのです。</p> <p>ブラック部活が問題になり、部活動に関するガイドライン等が出ていることも知っています。ですが、残念ながら現場には全く反映されていません。もう少し迅速に、且つ強制力を持った形で国から現場に働きかけて下さいませんか。</p> <p>このままでは教員の成り手も少なくなり、教育の質の低下にも繋がると思います。どうか、ご検討のほど宜しくお願い申し上げます。</p>	個人	文部科学省	<p>部活動は、学習指導要領に基づき、学校教育の一環として行われるものであり、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場として、教育的意義を有する活動です。</p> <p>一方で、適切な指導体制の構築や部活動における教師の負担軽減を図ることは喫緊の課題であると考えております。</p>	学校教育法施行規則等の一部を改正する省令	対応	<p>文部科学省では、平成29年度に部活動における専門的な指導や大会の引率を担う部活動指導員の制度化を行うとともに、その配置を促進しております。</p> <p>また、平成30年に文部科学省が策定した部活動のガイドラインにおいて、適切な活動時間や休養日の設定、短時間で効果的な指導の推進のための取組を進めております。学校の設置者である都道府県教育委員会においては、本ガイドラインを踏まえ、地域の実情に応じた部活動のガイドラインを策定しており、その運用については、学校の設置者や校長が適切に行うべきものであると考えております。</p> <p>一方、文部科学省では、令和2年9月1日に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」をとりまとめ、令和6年度以降の休日の部活動を学校教育から切り離し、地域のスポーツ・文化活動への移行を段階的に進めるための具体的な改革方策をお示したところです。</p> <p>これらの取組を着実に進め、生徒にとって望ましい部活動と教師の負担軽減を両立できる部活動改革を進めてまいります。</p>		
765	令和3年5月26日	令和3年9月10日	SEABISサーバーの統一	<p>各省庁で利用している旅費システム「SEABIS」についての提案です。</p> <p>当該システムのサーバーが細かく(支出官単位?)で分かれています。</p> <p>1、異動する度に登録するため、職員一人に対して、いくつもの登録データが作成される(異動の都度、職員から旅費振込口座を届出させている)</p> <p>2、他官署職員に旅費を支給させようとすると、別途、職員登録が必要になるなど、ムダが発生しています。</p> <p>サーバーを統一し、各官署で同一データを参照するようにすれば、事務・手続作業及びサーバー管理費について削減が可能と考えます。</p>	理由については上述のとおり。	個人	経済産業省 デジタル庁 財務省	<p>SEABISのサーバーは官署(支出官)単位ではなく府省単位ですが、支出を処理する官庁会計システム(ADAMS II)の仕様に合わせて、官署(支出官)単位に債主を管理しています。</p> <p>具体的には、以下の仕様となっております。</p> <p>①SEABISで各職員が債主申請 ②SEABISで管理者(会計課等)が債主申請確定、ADAMS IIへ自動連携 ③ADAMS IIで債主登録、債主コード発行(官署毎) ④債主コード(官署毎)をSEABISへ自動連携</p> <p>上記仕様に基づき、官署をまたぐ異動の場合(初めての異動先で、債主情報が登録されていない場合)や他官署職員に旅費を支給する場合(初めて当該官署から旅費を支給する場合)は、債主申請(新規登録)が必要となります。</p> <p>※ADAMS IIでは各官署における会計事務の独立性を保つため、各官署の会計事務処理の情報は官署ごとに個別に管理する方法を採っております。そのため、官署支出官単位にて債主コードを管理しております。</p>	なし	その他	<p>制度の現状欄に記載のとおり、同一官署内の異動など、過去に債主登録した官署からの旅費支給の場合は、債主情報の内容に変更等がなければ、SEABIS上の作業は不要です。</p> <p>官署間の債主情報のデータ連携の実現には、債主情報の共有基盤(データベース)を整備の上、各システムが当該基盤と情報連携するなどの対応が考えられます。</p> <p>SEABISを含む各府省が共通で利用するシステムについては、令和3年9月に設置されたデジタル庁が自ら整備・運用を行うこととしており、民間の知見も活用しながら徹底した利用者目線で業務改革(BPR)を進め、必要な機能拡張・機能改善等に取組み、利便性向上に努めてまいります。</p>	
766	令和3年5月26日	令和3年7月7日	大学教員の募集要項の不透明さについて	<p>JREC inの機能強化 電子応募の必須可 応募フォーマットの統一 待遇規定のリンク必須可</p>	<p>現在の大学教員は任期制が主流となり、転職回数が増えている。安定したポストがないことで、教育研究に注力することよりも、次ポスト獲得の為に行動をとる必要が多く本来業務に集中出来ない。</p> <p>特に応募書類の作成、押印、送付は多くの時間が必要となっている。またそれぞれの大学でフォーマットが異なりバラバラである。一つの応募書類を作成するのにチェック、郵送を含め10時間以上の時間を要する事もある。</p> <p>JREC inは公募情報掲載サイトとして有用であり、機能として電子応募機能を有している。しかし、ほとんどの公募が電子応募不可とし機能が形骸化している。特定領域においては220件の公募のうち、電子応募が可能となっている公募は1件も確認出来なかった。</p> <p>そこで、公募様式の統一、電子応募の必須可を依頼したい。</p> <p>また応募に際し、待遇給与について記載しない公募が多い。記載が「本学規定による」こととどまっており、実際の労働条件が明かされていない。国立大学においては大学教員規定が公開されているが、私立大学においては公開されていないケースも多い。</p> <p>応募者の状況により待遇が変化するのは当然であり、待遇を記載できないことは理解できる。しかし規定そのものは公開、公募情報にリンクとして明示するべきである。</p>	個人	文部科学省	<p>各大学における教員等の人事は、各大学がその責任において適正に行うことが基本ですが、文部科学省では、「研究力向上改革2019」において掲げた「求人公募における海外からの応募に係る負担の軽減」等を踏まえ、各大学等において、特に国外の研究者が応募・面接に当たり不利益の被ることのないよう、求人公募における応募・面接のオンライン化の推進に努めるよう好事例を示しながら依頼(令和元年5月事務連絡)したところです。</p> <p>また、インバウンション創出を担う研究人材のためのキャリア支援ポータルサイト「JREC-IN Portal」においても、各大学等における電子応募導入を推進すべく、「大学等における求人公募に係る申請手続きのオンライン化等の推進について」(令和3年2月12日付文部科学省事務連絡)を踏まえた積極的な対応を呼び掛けています。</p> <p>待遇給与については、JREC-IN Portalにおいては厚労省の指針に則り、採用後に支払われる最低支給額等を求人公募情報に明示することを求人機関に求めています。</p> <p>なお、私立大学について「大学教員規定」の作成や公表の仕組みはありません。</p>	なし	対応	<p>令和元年5月事務連絡で示した取組事例を更新するとともに、オンライン化を活用した公募申請手続きを取り入れるなど、教員等の求人公募手続きの不断の検証を求める事務連絡を改めて発信・周知を行ったところです。また、応募者に対してどのような書類をどのような様式で提出を求めるかは、各大学の方針に基づき各大学の判断で決定すべきものですが、応募者の負担軽減に向けた各大学の取組を促すべく、令和3年6月に各大学指定の様式と異なる応募書類の柔軟な受付やJREC-INポータルの応募書類作成ツールの活用について周知を行いました。</p> <p>また、引き続き、JREC-IN Portalにおいても、利用機関に対し、給与および待遇に関する情報の掲載を呼び掛けるなど、サイトの更なる充実に取り組んでまいります。</p>	
767	令和3年5月26日	令和3年6月16日	研究機関における日本学術振興会特別研究員(PD)の取り扱いの是正	<p>日本学術振興会特別研究員(PD)が使用される旅費を支給するための手続きの簡素化</p>	<p>自身で獲得した研究費にも関わらず、出張に行く度に毎回事前に「旅費支給申請書」を提出しなくてはならず、無駄が多いため。</p> <p>自身と受け入れ教員のハンコが3箇所必要である点も無駄であるため。</p> <p>他の日本学術振興会特別研究員(DC、各研究機関における学生)や大学教員は、以上の手続きは不要であるため。</p> <p>日本学術振興会特別研究員(PD)だけに課せられた差別的取扱いであるため。</p> <p>他の目的の用途(立替払いや千円以下の物品費)では、他の日本学術振興会特別研究員(DC、各研究機関における学生)や大学教員と同様に以上のような申請書は不要で、通常の手続きで処理されるため。</p> <p>事務の方に理由を伺ったところ、日本学術振興会特別研究員(PD)は正式な所属が受け入れ研究機関ではなく、いわゆる日本学術振興会とも雇用関係にはないため正式な所属が存在しないことが根拠であるようだが、研究機関で実施している健康診断の受診は義務づけられており、扱いのバランスにかけられているため。</p> <p>高知大学だけのローカルなやり方各研究機関で行われているものか分からないが、ローカルな手続きであれば完全に無駄な手続きであるし、各研究機関で行われているのであれば、より広く是正されるべき案件であるため。</p>	個人	文部科学省	<p>(独)日本学術振興会に確認したところ、同会の特別研究員制度において、特別研究員(PD)の受入研究機関での旅費の使用について、ご指摘のようなルールは定められておりません。</p> <p>また、「日本学術振興会特別研究員 遵守事項および諸手続の手引」において、受入研究者、受入研究機関の義務等として、「受入研究者及び受入研究機関は、機関内規則等に基づき、特別研究員に対し、必要な権限や形式的な身分を付与するなどにより、研究実施に必要な当該機関の施設・設備・文献・標本資料・通信環境(情報システム、メールアドレス)等を利用できるようにするなど特別研究員の受入環境を整備」することなどが求められているところです。</p> <p>なお、高知大学における手続きとして、提案理由に示された事項は概ね事実です。「旅費支給申請書」は雇用関係がない本学名誉教授・客員教員・非常勤講師・受入研究員等の方が獲得した研究費を本学が機関経理する場合に、「旅費支給申請書」の提出を求めています。</p>	なし	現行制度下で対応可能	<p>特別研究員が受入研究機関において円滑に研究が実施できるよう、引き続き、受入研究者及び受入研究機関に対して、事務手続きの簡素化の推進などを促して特別研究員の受入環境を整備するよう対応を呼び掛けてまいります。</p> <p>また、高知大学では、提案のあった日本学術振興会特別研究員(PD)・名誉教授・客員教員・非常勤講師が使用する旅費を支給するための手続きについて、本学教員と同等の運用とすることで学内調整を行います。「旅費支給申請書」については、本学職員には求めているため取りやめとする運用へ令和3年6月中を目途に移行します。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
768	令和3年5月26日	令和3年7月7日	国勢調査について	国勢調査のインターネット回答については、調査員が報告書に手書きで転記不要とする。	インターネット回答の結果は個別調査員に紙面で通知が来るが、その内容を報告書に手書きで書き写す必要がある。これは不要であるし、報告書の読み取り(人手)とまとめについても無駄な作業が発生する。 ・調査員の工数の無駄 ・調査用紙・郵送の無駄 ・報告書読み取り・まとめ工数の無駄 効果としては、国勢調査予算の削減が期待できる。	個人	総務省	なし	対応不可	国勢調査の事務を適切に管理し、漏れなく、重複なく調査を行うために、調査世帯一覧の作成は不可欠となります。		
769	令和3年5月26日	令和3年6月16日	年金受給手続きの効率化	・入金手続きに時間がかかるにもかかわらず、請求を前月でないと受付ないのは理解できない。請求申請のための相談受付も前月でないとだめ。IT対応で可能とすべき。 ・自分及び妻の個人番号を記載し、更に戸籍抄本が必要とは、申請者、市役所、年金事務所全員の仕事を増やすだけ。マイナンバーを活用しきれしていない。 ・年金手帳にない「コード」など利用しない。	以前、年金事務所で繰下げ受給の説明時、入金には請求後2～3ヶ月かかるか聞いたので、来年1月分からの受給を請求すべく10月に再度訪問。すると、受給開始の前月＝12月でないと受付できない。では、12月の相談予約をとうとう申し出ると11月にならないと受け付けぬ由。同時に戸籍抄本の添付が必要だと。請求書裏面の注意書に、個人番号(マイナンバー)を記載すれば省略できるとの記述を指摘するも、加給年金対象者である妻との婚姻関係を証明するものとして必要だとの説明であった。請求書には、妻の個人番号を記載する欄があるが、それでは役に立たないとのこと。また、請求書に年金コードを記載する欄があるが、年金手帳には、そのコードは記されておらず、かつての事務所からの通知に記載されているとのこと。提案に書ききれなかったが、しきりにマイナンバーということを行政が口にする昨今、書類には「個人番号」とある。用語は統一すべきではないか。	個人	厚生労働省	老齢年金の繰下げ受給は66歳から70歳まで(令和4年4月以降に70歳になる方は75歳まで)の期間の中から、月単位でご自身の希望する受給開始時期を選択できる仕組みとなっており、受給開始月が1ヶ月遅くなると年金額が0.7%増額します。このような仕組みであるため、繰下げ請求を行った月の翌月分から、その月の増額率に応じた年金が支給されることとなり、実際の受け取りは、審査や入金手続きの関係で、請求手続きを行ってから2か月後から3か月後となりますが、初回支払の際に、請求を行った翌月分からの年金を一括して受け取ることができます。したがって、受け取りを希望する月に受給できるよう繰下げ請求を行っていただくことによって、繰下げ請求の翌月分からの年金を受け取りを希望する月から受け取っていただくことができます。来訪相談につきましては、予約制による年金相談を実施しており、老齢年金請求(事前送付用)に関するご相談は3か月前の月の末日まで、その他のご相談は1か月前までの予約の受付を可能としています。年金相談の予約につきましては、お客様の利便性の向上を図り、時間外や土曜・休日において受付が可能となるよう、インターネットから年金相談予約を受け付けるサービスについて、試行的に実施しています。年金請求手続きの効率化のために、マイナンバーの活用を図っており、マイナンバーの記載・提示によって、住民票や所得証明の添付を不要としています。一方、老齢年金への加給年金の加算等に当たっては、配偶者がいるかどうか等を確認する必要がありますが、戸籍情報はマイナンバーでは確認できないため、年金請求に際して、戸籍抄本又は戸籍謄本を提出していただいています。複数の年金を受給している場合の選択のご案内等のため、他の年金を受給されている方等については、老齢年金の請求書に、受給されている他の年金等の年金コードを記載いただいています。年金手帳は、年金の被保険者資格を取得した際に交付され、基礎年金番号の本人通知を目的としたものであるため、年金手帳には受給する年金に関する情報は記載されておりません。なお、年金手帳は現在果たしている機能を勘案して見直しが行われることとされており、法律改正に基づき、令和4年度からは基礎年金番号通知書(仮称)の送付に切り替わることとされています。年金を受給する権利があることが認められた場合は年金証書が交付されますので、他の年金を受給されている場合は、年金証書に記載された年金コードを年金請求書に記載していただくことが必要となります。	国民年金法第28条、厚生年金保険法第44条の3、国民年金法施行規則第16条、厚生年金保険法施行規則第30条等	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
770	令和3年5月26日	令和3年6月16日	小学校教員の業務改革	1年生の息子がいて、今の所楽しく学校に行っていますが、担任の先生や校長先生、副校長先生など、先生の負担が多すぎるように思います。業務分担、役割分担を多めに分けて、担任の先生がやる仕事をどんどん減らした方がよいと思います。もしくは、1、2年生は、1クラスに1人、補助の先生をつけてほしい。	例えば、1年生から専門科目、「体育」「図工」「音楽」「英語」「算数」など、専科の先生が教えて、担任が子供の生活指導、態度などまで目が届く余裕があるようにしてほしい。もしくは、小さいうちは、1クラスに1人、補助の先生をつけてほしい。30人クラスでうちの子は楽しく休みなく通っていますが、当校では学年に何人かは不登校気味になる子が出ています。分散登校時、人数が半分の時はいくら楽しく来ていたようですが、通常登校になったら、来られなくなる子もいたようです。1人の先生が、30人を見るのは、物理的にも生物学的にも無理があると思います。少子化で将来不安があるのに、不登校は増える一方で、ここで教育、学校改革をしないと、ますます子供が欲しいなんて思わないと思いません。最初の学校、小学校が楽しいと思える場所でない、その後の人生に大きく不安がよぎる、影響してくると思います。あと、不登校になった子供が、行きやすい、セカンドスクールみたいなものを、うちは練馬区ですが、区に1学校くらいお試して作ってほしいです。学校以外に居場所があると親も、子も安心できます。そこで学校生活に慣れたら、また元の学校に戻れるかもしれない、そこで小学校と同じ勉強ができれば、卒業認定ももらえる。あと、飛び級制度なども考えてほしい。同学年じゅっぴとからけて同じ教育をするのは、もう古いと思います。うちの子はくもんで、中学1年の算数をやっています。だからすごいとは思いませんが、算数だけ、6年生と一緒に授業を受けられるとか、柔軟性があっていいかなと思います。	個人	文部科学省	(小学校の専科指導について) 新学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革を推進するため、小学校専科指導教員のための教職員定数を増やすなどの充実を図ってきたところです。また、有識者による検討会議を立ち上げ、検討を進めているところです。(少人数学級について) 令和3年度から5年かけて公立小学校の学級編制の標準を40人から35人に引き下げることであり、引き続き、学級編制の標準の引下げを計画的に実施する中で、35人学級の効果等を検証し、その結果を踏まえて、望ましい指導体制の在り方について検討することとしています。(不登校児童生徒について) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)において、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等のため、学習支援を行う教育支援施設の整備について定められています。文部科学省では、不登校児童生徒への学習支援等を行う公立の施設である教育支援センターの設置促進や民間施設・NPO法人等との連携を各教育委員会に周知しているところです。(飛び級について) 小・中学校、高等学校段階における飛び級については、「知育」に偏ったり、受験競争が過熱化して保護者に無用の焦りを招くなど問題点も指摘されていることに加え、国民的な理解が得られている状況ではないと考えており、これまでも中央教育審議会等で議論されてきましたが、実現には至っていません。ただし、各学校においては、学習内容の習熟の程度に応じた学習や、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れるといった指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ることが必要です。国が定める学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないが、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超えて先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりするなど、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することが可能です。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(平成28年法律第105号) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)	検討に着手	(小学校の専科指導について) 小学校高学年からの教科担任制については、 ・当該教科の専科指導を担う教師の専門性の担保と人材確保、 ・学級規模・地理的条件に応じた教職員定数・配置の在り方などの検討課題について、教科毎の教員配置や教員の持ちコマ数の状況等を踏まえつつ、検討が必要だと考えており、文部科学省では、有識者による検討会議を立ち上げ、これらの検討課題について専門的・技術的な検討を進めているところです。(少人数学級について) 小学校35人学級の計画的な整備を進める中で、学力の育成その他の教育活動に与える影響や、外部人材の活用効果についての実証的な研究などを行った上で、その結果を踏まえ、望ましい指導体制の在り方について検討することとしています。(学校における働き方改革について) 平成31年1月の中央教育審議会の答申で、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務について、 ①「基本的には学校以外が担う業務」 ②「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」 ③「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」 に分類し、教師の業務の適正化を図るよう提言されており、文部科学省として、その取組が確実に学校現場で進むよう、教育委員会に対して取組状況の調査を実施し、設置者別の結果公表や好事例の展開等を通じて、取組を促しています。さらに、教員の業務削減に繋がるよう、公立小学校における35人学級の実現をはじめとした教職員定数の改善、外部人材の活用や部活動改革、免許更新制度の検証・見直し、学校向けの調査の精選・削減などの様々な取組を推進しています。(不登校児童生徒について) 引き続き、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うため、未設置地域への教育支援センターの設置促進や民間施設・NPO法人等との連携など、不登校児童生徒への支援の充実について周知してまいります。(飛び級について) 制度の現状欄に記載のとおりです。	
771	令和3年5月26日	令和3年6月16日	◆ハローワークの横連携がなされていない件について◆	雇用保険の手続きにおいて、ハローワークに以前の手続きで提出済であり、情報をお持ちであるはずなのに、適用案件と給付案件とで担当が違うという理由で、再度提出を求められる。昨今は電子申請で行っているため、適用課?給付課?電子申請センターの3つの横連携が取られておらず対応に時間がかかるため、横の情報連携をお願いしたい。	1)以前に申請した電子申請データを、課を跨いで情報閲覧できれば、自社で準備する資料を削減できるため、手続きにかかるリードタイムを短くできる。 2)本人が問い合わせる窓口はハローワークだが、事業所が連絡を受けるのは電子申請センターが主流となってきたため、現状は話が繋がるまでに時間を要する。コールセンターのように履歴を残し、ハローワーク?電子申請センターがお互いの内容を閲覧できれば、本人とのやりとりもスムーズになり、ハローワークも事業主も1件あたりの対応時間を短縮できる。 3)被保険者番号で管理できれば、雇用保険における申請履歴が一目瞭然であるため、不正発覚にも役立つ。 4)事業主が保管している紙データを削減できる	個人	厚生労働省	ハローワークにおいては、雇用保険被保険者番号と紐付けて情報を管理しており、また、担当をまたいだ情報連携も行っております。	雇用保険法施行規則	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
772	令和3年5月26日	令和3年7月7日	日本郵便、郵便事業におけるハンコ文化の象徴「郵便認証司」の廃止を要望	郵便事業において内容証明・特別速達の認証事務を行える、日本郵便が推薦し総務省が「任命する」みなし公務員の郵便認証司を廃止する。	郵便の配達業務に於いて一番手間(コスト)が掛かる物の一つが特別速達です。いつ・どこか・誰に・誰が配達したか記載し、認証司に点検・確認・押印してもらいコピーを録らないといけません。そのコピーは、認証である課長が点検・押印し、部長も点検・押印して、送達証原本が返送されます。いくら高い料金を頂いているとは言え、毎日何十何百通も部長が押印しているのは、コストが勿体無いです。内容証明は、引受窓口で同じ様に認証事務が行われています。なぜ国営時代の商品を民営化後も引き続き、国から委託されて行われているのでしょうか？誰がいつ・誰に発送して、いつ受け取ったか、内容証明は法的措置の前段、特別速達は法的効力を伴い、法律に携わる職業の人には絶対に必要な物かもしれませんが、現在は書留には追跡が付いています。“差出控え”と照らし合わせれば、ホームページで瞬時に確認できます。また郵便認証司は、兼業禁止であったり、定期的社内研修があったり、みなし公務員なのに手当てが無かったり、認証司本人にメリットが何もありません。要望としては、認証司制度・内容証明・特別速達を廃止する事です。代替方法は、一般書留。メリット 郵便事業の人件費・作業コスト削減。 保管する紙のスペース・管理コスト削減。 脱ハンコ。 脱紙文化。 推薦人を国が無条件で任命する、伝統的改革。	個人	総務省	郵便法第58条において、郵便認証司は、内容証明及び特別送達の取扱いに係る認証を行うこととされています。 郵便法第48条において、内容証明の取扱いは、日本郵便株式会社において、当該郵便物の内容である文書の内容を証明する、また、郵便認証司による認証を受けるものとされています。 なお、民法施行法第5条において、郵便認証司が認証を行ったときは、記載した日付をもって確定日付とするとされています。 郵便法第49条において、特別送達の取扱いは、日本郵便株式会社において、当該郵便物を民事訴訟法第103条等に掲げる方法により、送達し、その送達の事実を証明する、また、郵便認証司による認証を受けるものとされています。 郵便法第74条により、郵便認証司は、刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなすとされています。	郵便法第48条、第49条、第58条、第74条 民法施行法第5条 民事訴訟法第103条～106条、第109条	対応不可	郵便認証司は、内容証明及び特別送達に対する社会的ニーズを踏まえ、「郵政民営化法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」において、郵政民営化後も引き続き日本郵便株式会社が実施するものとして創設された公的な職です。その職務は、公務員と同様の信用性を有する役務として、客観的に公正・中立性が確保された仕組みとして、総務大臣の監督の下で行われるものです。 現在も、民事訴訟等の場面において、内容証明及び特別送達は国民に多く利用されており、社会的ニーズが高いと考えられることから、郵便認証司の廃止は困難と考えます。 一方で、郵便認証司制度の運用面の改善、負担の軽減等については、日本郵便株式会社との間で真摯に検討を進めています。例えば、令和2年8月には、郵便法施行規則を改正し、消防団との兼業手続きを簡素化しています。今後も具体的な対策を講じてまいりますので、制度の存続にご理解を賜れば幸いです。	
773	令和3年5月26日	令和3年7月7日	消防組織の抜本的な再編について	常備消防の設置を市町村の責務から都道府県の責務へ転換し、市町村の境目が生命の境目とならぬよう行政サービスの平準化を図るとともに、広域化する災害に対処するため、より迅速かつ合理的な初動対応を行える体制を整え、警察同様に公平中立性が求められる消防行政に市町村の恣意的な意向が反映されることのないよう、改正を求めます。	市町村単位で消防署が設置されることにより、自市の消防署より他市の消防署の方が近い現象が多々あります。これは火災や救急の際、近くに消防車や救急車が居てもより遠方から来るのを待たなければならない実に理不尽な状況を生み出しています。都道府県単位で再編しても県境で起こり得る現象ではありますが、境界の数を比べれば天地の差があります。市町村単位であっても組合化や協定締結によって相互応援等の体制が構築されている地域もありますが、著しく合理性に欠けるものであることは間違いありません。また、近くにある消火栓が他市のもので使えない等(資機材の規格が違うため)消防実務に影響を及ぼしていることも事実です。更に定期的に火災で多くの人が亡くなる痛ましい事故が後を絶ちません。これは消防の立入検査の権限行使が消極的であることが一因であると考えます。市町村としては納税額が高額な企業の立地回避を避けるため、恣意的な行政運用がなされている可能性も否めません。いっそのこと、消防機関にも司法警察の権限を付与し、違反については直接送検できるシステムとした方が、悪質な消防法違反を撲滅し、多くの生命・財産を守ることにも繋がります。消防組織を都道府県単位とし、かつ司法警察化するにあたっては、警察同様に都道府県公安委員会の監督下に置くことでその実効性を担保することが望ましいと考えます。	個人	総務省警察庁	日本の消防制度においては、市町村が当該市町村の区域内の消防を十分に果たすべき責任を有するとされています(消防組織法第6条)。消防に関する責任を果たす方法については、一部事務組合、広域連合、事務委託等の広域的処理方式や相互応援によることも差し支えないとされており、市町村の広域化は、消防体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされています(消防組織法第31条)。また、消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員に立ち入り検査を行わせることができます(消防法第4条)。さらに大規模災害の発生時には、警察等の各関係機関と連携できる体制も構築しています。	消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号) 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)	現行制度下で対応可能	消防は、住民の日常生活に関係の深い基本的な行政事務として、住民に最も身近な市町村の責任において処理することが適当であると考えられています。一方で、小規模な消防本部では、出勤体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があるため、消防庁では、広域化に関する基本指針を定め、広域化を推進しております。これまで2期10年以上にわたる取組の結果、54地域において広域化が実現しています。制度上、都道府県内の全市町村が合意できるのであれば、都道府県全体で1つの消防本部とすることも可能です。消防庁においては、広域化に係る経費の特別交付税措置や、指令センター整備への緊急防災・減災事業債の充当、広域化アドバイザーの派遣等の支援を行っており、引き続き消防の広域化の実現に向けて取組を推進してまいります。また消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入り検査を行っております。消防庁においては、これまで立入検査標準マニュアルや査察規程の作成例を示してきたところであり、引き続き立入検査の実効性向上のための取組を推進してまいります。また、引き続き警察機関等との相互連携を緊密に図ってまいります。	
775	令和3年5月26日	令和3年6月16日	中央省庁から所轄法人への調査票送付について	中央官庁からは所轄の法人等に対し、実態把握等を目的として、調査票がたびたび送られてくる。その内容がたびたび類似しており、時には全く同じ内容の問いが違う調査に含まれていることがある。また、日々の業務の中、省庁管理のデータベースに登録している情報を参照すればいい情報についてもわざわざ調査票が送られてくることもある。せつかくのデータベースなのだから、その情報を活用していただきたい。調査票を一つ回答するにもそれなりの労力がかかってくるのだから、調査票を送付する際は、その必要性を厳に検討していただきたい。	提案者は国立大学法人の(現在は)施設部門に勤務する事務職員である。そのため本提案で念頭に置いているのは文部科学省である。内容については上記において述べたところであるが、具体例を挙げると、契約額や参加業者数といった入札や契約に関する情報を記入させる調査票が毎年送付されてくる。ところが、国立大学法人等から発注される工事の入札情報及び契約情報については、文部科学省契約情報室のデータベースに発注機関から逐次登録されていくものである。また、入札制度の運用実態調査というものがあるのだが、これは本当に毎年毎年必要な調査なのか、ある制度を導入しているか、ある基準を適用しているかなど、そう頻度高く変わるものではないのだから、そういった類の調査の頻度についても検討されてしかるべきと考える。省庁をまたぐどころか、同じ省庁の課単位でも情報共有がとれていないと推察される。調査データは貴重な情報資源であり、複数の部署から多角的な分析ができるよう共有して、調査票についてもまとめて簡略化していただきたい。(そのほうが情報の精度も高いと思う)調査票の作成、送付、回答作成、分析等の一連のフェーズについて、双方の省力化につながるものと期待する。	個人	文部科学省	文部科学省においては、文教施設に係る入札契約制度の改善等に資することを目的として、毎年度、所管法人を対象とした工事の入札契約状況についての調査を行っています。文部科学省契約情報室の所管法人の工事の入札情報及び契約情報のデータについては、情報公開に係るシステムを所管法人にも利用を可能としており、所管法人がこのシステムを利用して工事の入札情報及び契約情報を情報公開する場合に所管法人が登録しているものです。このシステムの利用は任意であり、全ての所管法人の情報ではありません。	なし	検討に着手	他の該当調査は不明ですが、文部科学省が毎年度実施している所管法人を対象とした工事の入札契約状況についての調査については、所期の目的を達成したことから、令和3年度から調査を実施しないこととしました。また、今後、調査が必要な場合には、他の調査との重複を避けるとともに、調査項目を絞るなどの工夫を図った上で調査を行うこととします。	
776	令和3年5月26日	令和3年6月16日	デジタル化による国勢調査の効率化、省力化、不要化	国勢調査のため、各市町村で調査員が選ばれ、各自100～120世帯を担当し、9月初旬～10月下旬にかけて調査実施。世帯番号付け、調査票配布、回答状況チェック、未提出世帯への回答票再配布、最終データ整理等。極めて労働集約的な作業の連続。しかも未提出世帯があれば不完全なデータベースになる。役所が保有する住民票に紐付けし、全国統一データベースにすれば人口動態チェックは簡便になり、国勢調査は不要になるはず。	国勢調査に係る費用 1)調査員の担当を100～120世帯、対象人数250人とする全人口1億人として調査員数が「40万人」。調査員報酬6万円とすると、調査員への報酬だけで総額「240億円」。 2)総務省以下、各市町村の専任＆兼任スタッフ費用。 3)調査員に渡される身分証、事務用品、バッグ、防犯ベル等の費用。 4)膨大な量の各世帯への配布資料に係る費用。各種資料の印刷代、輸送費(担当エリア毎に調査員に宅配便にて送付)。 これ以外にも多くの費用が発生していると思像されますが、いずれも具体的な費用に関する知見は生憎、持ち合わせておりません。迅速性、正確性を要する人口動態に関する情報入手に、現在のコロナ禍の下での国勢調査では極めて心許ないと思います。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
777	令和3年5月26日	令和3年6月16日	サイバー犯罪対策を全国警察に	都道府県警察に点在するサイバー犯罪対策課をあつめて、全国警察とする	都道府県警察ごとのサイバー犯罪対策課の規模に違いが顕著であり、居住地や会社の所在地により、管轄する警察が決定されてしまったため、サイバー被害の回復や、被害者の検挙の点で、小規模都市に居住、本店を所在させることの不利益が発生していると考えられる。リモートワークを進めるうえでもサイバー犯罪対策課は、全国対応とすべく各都道府県警察のサイバー課の全国警察化をお願いしたい。	個人	警察庁	我が国の警察制度は警察法(昭和29年法律第162号)により規定されているところですが、同法は執行的性格を有する全ての警察事務を都道府県の自治事務とし、都道府県の自治体警察とする一方で、国家的な要請にも応じられるようにするため一定の範囲で国が関与することとする制度を作りました。これは、警察事務が全体として国家的性格と地方的性格の双方をもつものの、個々の事務ごとに明確に区別することが困難であることを踏まえ、警察事務の国家的性格と地方的性格に対応できる組織を目指したものです。	警察法(昭和29年法律第162号)	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、我が国の警察組織の在り方には一定の合理性があると考えられるところ、サイバー犯罪への対応については、デジタル社会の進展等社会情勢の変化を踏まえ、不断に検討を進めて参ります。	
778	令和3年5月26日	令和3年6月16日	育児休業給付金、手当金の合併について	総務省が所管する公務員の育児休業手当金制度と、厚生労働省が所管する育児休業給付金制度を合併してほしい。	育児休業給付金という、育児中の収入を補填する制度があるのだが、その給付条件の一つに、育児取得前の24ヶ月間のうち12ヶ月給与の支払いを受けていることというのがある。これには1つ大きな落とし穴があって、公務員と民間では、根拠となる法律が異なるので(公務員は共済組合法、民間は雇用保険法)、両方で給与を受けた期間は通算できない。例としては、公立病院で13ヶ月働いた後、民間病院で11ヶ月働いて育児取得した人は育児休業給付金がもらえない。事務職であれば公務員から民間に転職することは希だが、医療従事者や保育士など、公立と私立の施設が併存する職種では、比較的良好なものである。制度の趣旨や掛金負担からいって、まったく納得できないのだが、法律の担当省庁が、共済組合法は総務省、雇用保険法は厚生労働省なので、改善される見込みが全くない。予定していた収入がもらえないとわかり、大変苦しい思いをしている。何とかしてほしい。	個人	厚生労働省 総務省 財務省	国家公務員等については、国家公務員法等に基づく特別の身分保障により、民間労働者に比して失業が起こりにくいことから、雇用保険法の適用除外としており、国家公務員・地方公務員が在職している間の育児休業給付金等については、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法により所要の制度が設けられています。	雇用保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法	対応不可	各制度は、それぞれの制度に加入していた期間の賞金に応じた保険料等で運営されており、育児休業取得時点で加入している制度における給付の要件を満たしていない場合には、支給することは困難です。	
779	令和3年5月26日	令和3年7月7日	国が地方に財政支援等する際の根拠として各種計画策定を課すことについて	国が地方に財政支援等する際の根拠として各種計画策定を課すことについて	国が都道府県や市区町村に対して財政支援等を行う際の根拠や政策実現のために法律で各種計画策定を求めたり、義務を課しているが、策定すべき計画が年々増加している。大体5〜3年程度で見直しが行われる。極端な話、係ごとに何かしら計画を持っているので、毎年何かしらの計画策定、見直し作業があり、せっかく計画を定めてもすぐ翌年から次の策定や見直しのための作業が始まり、計画を執行するよりもとにか次から次へと策定作業を繰り返すだけで毎年が終わってしまっている。何のための計画策定なのかわからなくなっているほか、計画の内容が細分化され、例えば防災をとっても地域防災計画だけでなく、福祉で弱者支援であったり河川で土砂災害関係であったり、所管分野ごとに視座、目的の異なる防災計画が乱立してどの計画に従って動けばいいのかわからなくなっている。このため、個々の計画が形骸化して実効性の乏しい金太郎あめ的な計画に終わってしまい、作ることが目的化してしまっているものが多すぎる。義務付けだから作るという、本質とかけ離れたものになっては意味をなさないので、都道府県や市区町村の職員が疲弊しないように、その結果として中途半端な計画になって住民のためにならないような計画に終わってしまわないよう、国として省庁横断的に真に必要な計画のみに絞って策定を行うよう整理統合を進めていただきたい。	個人	内閣府	新たな計画策定の義務付け等が負担になっているといった地方からの声や、全国知事会の「地方分権改革の推進に向けた研究会」における「計画策定の義務付け等の見直しを含めた地方分権改革の在り方についての報告」等を踏まえ、計画の義務付け等によって、必要以上に地方公共団体に負担を強いることは、地方公共団体の自主性を強化し、自由度を拡大するという地方分権の観点から適当ではないとの認識の下、計画策定等に関する義務付け等の見直しについて検討を進めるため、関係する条項の把握を行い、令和3年3月にその結果を公表しました。 全国知事会「地方分権改革の推進に向けた研究会」報告書(令和2年10月) http://www.nga.gr.jp/ikkrweb/Browse/material/files/group/2/201029_houkokusyo.pdf 計画の策定等に関する条項について(令和2年12月時点) https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/joukou_seiri.pdf	なし	検討に着手	計画策定の義務付け等に関する見直しについて検討を進めるためには、まずは、地方が現場で抱えている支障を把握することが重要であるとされており、「提案募集方式」において具体的な支障を伺いながら、それを解消していく手立てを検討してまいりたいと考えております。そこで、令和3年の提案募集では、地方の御意見も踏まえて「計画策定等」を「重点募集テーマ」に設定し、類似する制度改正等を一括して検討することとしているところです。今後、地方からの提案を踏まえ、地方分権改革有識者会議での御議論をいただきながら、計画策定等に係る見直しの検討を進めてまいりたいと考えております。	
780	令和3年5月26日	令和3年6月16日	外国人の入国審査について	日本人の入国審査が機械により自動化される中、外国人の入国審査もAIを用いた顔判別や、事前のオンラインによるパスポート審査を行うべきだと思います。	出入国者の多い繁忙期には、入国審査官が多忙となり、疲労から正確な判断ができない可能性があります。また、そういった多忙さから、多くの優秀な人材が離職しているそうです。そして、正確さという面では機械による識別や、事前に手続きを行うことで、余裕を持った判断から、スパイの入国を防ぐことができると思っています。入国審査官に対して深夜労働や長時間労働による割増賃金を支払うコストや職員の労働環境の改善の面から外国人の入国審査の機械化を提案します。	個人	法務省	既に、IC旅券を所持し、短期滞在の在留資格で在留する外国人の出国手続において、顔認証ゲートによる出国確認を行っています。また、上陸審査待ち時間を活用して前倒して個人識別情報(指紋及び顔写真)を取得するための機器、通称「バイオカート」を導入し、上陸審査ブースでの手続を省略化しています。そのほか、本邦に入る全ての船舶及び航空機の長に対し、あらかじめAPI(事前旅客情報)の提出を義務付け、要注目人物の到着を入国前に把握することを可能にしているほか、航空会社に対して、入港前にPNR(乗客予約記録)の報告を求め、入国審査に活用しています。	出入国管理及び難民認定法第6条、第25条及び第57条	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
781	令和3年5月26日	令和3年7月7日	自衛隊の部品注文がFAXで送られており、民間企業の業務効率を阻害	陸海空自衛隊の各部隊が保有する、部外に電子メールを送信することができる端末を増やし、部外とのやり取りをFAX主体から電子メール主体に変更してほしい。このような官側の取り組みにより、民間企業の業務効率化が多少なりとも進展する。	弊社は、車両の維持用部品を年間470件(売り上げ2.4億万円)程度、全国の陸海空部隊に納入しています。これらの契約までの手続き(部隊からの見積依頼、発注書、調達要求書、会社からの回答)に係る資料の送付は殆どFAXで行われています。また部隊から送られたFAXの中には解像度が悪いものもあり、不鮮明なものは電話での再確認を余儀なくされることから、専従の要員2名(自衛隊担当部長他5名中)を充てて対応しているところですが、今春のコロナ第1波の際においても、感染防止のため自宅勤務を推進しましたが、部品担当については出社を余儀なくされました。今後、コロナを機に社内の業務効率化、人員配置の見直し、コスト削減を考えているところですが、本見直しはFAXによる業務を見直しに限り困難です。この状況を改善するため、弊社としても各部隊に電子メールで資料を送付してもらうよう要望しましたが、情報保証の観点から部外に電子メールを送信することができる端末数が制限されており、FAXに拠らざるを得ないと言われています。	民間企業	防衛省	情報保証の観点から、メールで送信することができない情報もありますが、それ以外の情報については、事業者とのやり取りをFAXのみに規定している規則や部外に電子メールを送信することができる端末数の制限を規定する規則はありません。ただし、部外に電子メールを送信することができる端末が全ての部隊等事務室に必ずしも設置されているものではないため、各自衛隊では以下の対応となっています。 【陸上自衛隊】 電子メールを希望される企業とは、電子メールを用い、FAXを希望される企業にはFAXで対応しています。部隊によっては部外に電子メールを送信可能な端末数が限られているため、FAXを使用せざるを得ない状況です。そのため、現状は、契約に関する企業とのやり取りの大半がFAXにて実施しています。 【海上自衛隊】 全ての部隊等事務室に必ずしも部外に電子メールを送信可能な端末が設置されているわけではなく、FAXを使用せざるを得ない状況です。 【航空自衛隊】 補給本部、各補給処の契約機関においては、業者等との連絡調整(契約手続きに関する資料の送付等)の手段として電子メールを主として使用しています。一方、主に部隊(基地会計隊等)においては、電子メールを部外に送信可能な端末数が限られた部署が多く、FAXを使用せざるを得ない状況です。	なし	現行制度下で対応可能	部外に電子メールを送信することができる端末の整備については、端末の換装等に合わせた追加設備等を含め検討します。当面の間は、電子メールでの送信を希望する事業者に対しては、他部局等が保有する部外に電子メールを送信することができる端末が利用できる場合には、その利用も含め可能な限り電子メールでの対応を行ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
782	令和3年5月26日	令和3年6月16日	通関業務の休日対応	現在輸出入通関は平日のみ対応、年末年始も長期間の停止があり、非常に不便。そのために物流の滞り、過大な在庫確保等が必要であり、経済的(場合によっては機会的)損失を生んでいる為、段階的でも土日祝+カレンダー上も休みではない年末年始の対応を検討いただきたい。	コンテナ船入港後、現物を受け取るまでに通関制約の為に日数を要している為、ロスとなっている。土日祝年末年始等の対応を少しでも拡大いただければその間緊急性のあるものだけでも受け取りもしくは出荷が可能となり、時間によって発生する各種ロスを低減可能。担当者様においては、交代でFlexibleに休日を取得いただき、対応いただきたい。業務で輸出入に携わっており非常に不便を感じている。	個人	財務省	平日夜間・土日祝日であっても、恒常的に通関需要が見込まれる税関官署においては、開庁時間を延長して予め職員を常駐させることで、輸出入通関等に対応しております。また、開庁時間外であっても、事前に届出を行うことで、輸出入通関等を行うことが可能です。 (参考)各税関・官署の開庁時間、開庁時間外の事務取扱い(税関HP) https://www.customs.go.jp/tsukan/jikangai.htm	関税法第98条	事実誤認	制度の現状欄に記載の通りです。	
783	令和3年5月26日	令和3年6月16日	法務省共済組合と刑務共済組合の統合について	法務省共済組合と刑務共済組合を統合し、新たな「法務省共済組合」を作るべき。	全国の法務省職員が加入する共済組合は法務省共済組合と刑務共済組合がありますが、本省矯正局や全国の矯正施設に勤務する職員は刑務共済組合に、それ以外の大臣官房、民事局、刑事局、入管庁、検察庁やそれらの出先機関に勤務する職員は法務省共済組合に加入することになっています。しかしながら、人事異動によって部局間の異動があれば、加入する共済組合が変わるため、手続きに時間を要したり、保険証(組合員証)が手元になく期間が生じ、また、一方の共済組合で契約している団体保険に加入している場合、加入する共済組合の異動によって解約しなければならなくなるなど、組合員やその扶養家族に不利益が生じている。同じ建物(中央合同庁舎6号館A棟)の中で共済組合を2つも運営するのは非効率であり、無駄である。	個人	法務省	法務省共済組合は、国家公務員共済組合法(以下「法」といいます。)3条1項に基づき、法務省所属の職員をもって組織する共済組合ですが、職務の特殊性等から矯正管区や刑務所などの矯正機関に属する職員をもって独立の刑務共済組合が設けられています(法3条2項)。	国家公務員共済組合法3条1項、2項	検討を予定	法務省共済組合と刑務共済組合は、資産状況や福祉事業の制度設計の違いから、現時点では、統合することについて、組合員の理解を得ることは困難であると考えられますが、今後の両組合の運営状況の変化等も見据えて、慎重に検討していきます。なお、保険証(組合員証)については、異動の際、組合員等に不利益が生じないように両組合で調整を行い、早期の発行を行うようにしております。また、一部の保険商品等については、現行において、刑務共済組合から法務省共済組合などの他共済組合に異動する際に、解約及び加入手続きを要するところ、今後は継続加入できるようなスキームを検討する余地はあります。	
784	令和3年5月26日	令和3年6月16日	国勢調査の廃止または簡素化で費用を削減してください	国勢調査で屋間に訪問しても留守が多く、居留守の家も多いです。アパートでは30部屋で会えるのは3件くらい、10部屋くらいのアパートで0件も3つありました。回答が確認できない家は増えましたが、会えない家は一緒に暮らして、夜は暗いところ(誰が住んでいるかわからないのに)に行きたくありません。調査員を体験した結果、ポスティングだけで十分と感じました。手間と人件費を削減してください。	(1)国勢調査には多額の税金が投入されています。しかし、回答されない方、そもそも住んでいるかわからないマンション等多数あるのに住民票以上の実態が把握されているのか疑問です。 (2)それでも国勢調査に意味があるなら、もっと簡素化してほしいです。 (3)調査員のなり手が不足しています。コミュニティの担い手が高齢化しており、市町村の職員が調査員をしています。休暇をとって調査にまわり、結果残業しています。市町村のやり方の問題かもしれませんが、一括で業務委託してほしいです。 (4)2世帯で住む家だと調査票が足りないとの連絡がきます。1件のためだけに行き来で30分かかりました。非効率過ぎるので郵送すべきです。 (5)アパートやマンション、一軒家でも留守や居留守が多いです。ベルを鳴らさずポスティングの方が時間を削減できます。 (6)1地区50件程度と言われましたが、90件配布しました。恐らく、市町村に地区を見直す余裕がないのだと思います。私は件数に不公平を感じましたが(もらえるお金は40件でも90件でも同じ)、田舎だと1件1件の移動に時間がかかるかもしれません。ポスティングだけに、余計なことほしくないようにして、時間給にしてはどうでしょうか。	個人	総務省	番号97の回答を参照してください。				
785	令和3年5月26日	令和3年7月7日	国、都道府県の重複した調査物について	国の政策や事業が起きた際に、国と都道府県から同じような調査物が届く。ただでさえ、人員配置を考えると、迷惑しているのに、それに重複した調査物を期限が短く要求されているため、現場はパニックしている。今の現場は、昔と違い少数精鋭と称した人員削減された予算削減がされているため、業務が多岐にわたっており体調を崩すものも多いのを内閣は理解してほしい。	・同じような調査物をなくす。 ・国、都道府県、地方自治体で閲覧や更新できる情報ネットワークシステムの構築。 都道府県や地方自治体に作成させないで、国が制作する事。 ・会計検査院などの時間がかかる調査の簡略化、廃止。 業務で大変なのに、迷惑この上ない	個人	総務省	国の行政機関が行う統計調査の範囲で申し上げれば、調査実施前に、統計法に基づき総務大臣の承認を得る必要がありますが、統計調査の承認審査の過程において、報告者の負担軽減等に留意して対応しております。統計調査ごとに実施時期、調査対象、調査事項の定義等が異なりますので、類似の調査事項を調査している統計調査を完全に排除することは困難ですが、統計法の規定に基づき、他の統計調査との重複が合理的と認められる範囲を超えていないか、といった観点から審査を行っています。また、令和2年6月に閣議決定した「公的統計基本計画」においては、統計調査の企画に当たり、他の行政記録情報の活用可能性を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代替を図ることとされており、これも観点として審査を行っています。	統計法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載した報告者の皆様の負担軽減に資する取組について、引き続き、対応してまいります。	
786	令和3年5月26日	令和3年6月16日	登記情報サービスを土日稼働させてほしい。	現在、不動産業者、弁護士、司法書士、土地家屋調査士等、登記情報が必要としている人は多岐にわたっている。しかしながら法務局で提供されているシステムは完全クラウド化でIT化されているにも関わらず、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)はサービスが休止、稼働日においても午前8時30分から午後9時までとなっている。メンテナンス時間の稼働停止は理解できるがシステム上、土日稼働できないためタイムラグが生じ、非生産性を生んでいる。 https://www.1.touki.or.jp/service/index.html#service_04	提案理由 1. 登記情報システムのユーザーは土日にも閲覧、ダウンロードが可能になり、待ち時間が短縮できる。 2. 電話問い合わせが土日できないのは何も問題ない。また地番検索サービスの充実によりプロが法務局に問い合わせる日の度は非常に少ない理由や問題がユーザー側からは理解できない。 投資金額は稼働時間の延長で問題なく、メンテナンスタイミングでの利用不可は問題ない。例えばレインズというシステムは月末は登録できないようになっている。契約申請書類に最新の登記情報が必要な事例は非常に多く、日本中で大幅な時間短縮が想定される。	株式会社 アシスト声屋	法務省	御提案にあるサービスの名称は「登記情報提供サービス」と思われるところ、同サービスの利用時間は、平日の午前8時30分から午後9時00分までとしております。	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条	検討を予定	登記情報提供サービスの利用時間につきましては、サービス提供に要する費用及びシステムのメンテナンス実施時間等も考慮して、対応を検討してまいります。	
787	令和3年5月26日	令和3年9月10日	警察手帳の氏名表記の統一	警視庁の警察手帳の氏名の表記方法がパスポートの表記方法と一部異なる独自表記をとっており、海外出張時に支障をきたすことがあるため、全国的に、パスポートと同様の表記に記載を統一していただきたい。	警察手帳の氏名表記(OH、O等の長音の表記など)がパスポート等と異なると、リモート会議や、国際会議の参加申し込みの、本人確認に支障をきたすことがあるが、警視庁においては、一部へボン式とも異なる、システムで出力したものを採用しており、変更もできず、パスポートの表記との一致は全く考慮されていない。グローバル犯罪に対応するためにも表記方法の統一をお願いしたい。	個人	警察庁	警察手帳のローマ字氏名表記については、全国統一はされていませんが、基本的にへボン式としています。長音表記「O」、「OH」については、各都道府県警察においていづれかを選択することができることにしています。	なし	対応不可	警察手帳の氏名表記のうち、ローマ字表記をはじめ書体、漢字の旧・略字体等については、都道府県警察ごとに人事データのファイル形式、警察手帳作成システムが異なることから、全国統一をすることは難しいと考えますが、警察庁では、各都道府県警察に対して、警察手帳のローマ字氏名表記については基本的にへボン式とし、長音表記「O」、「OH」については、いづれかを選択することができることを示しています。他方、長音の表記の個別の変更の可否については、各都道府県警察の判断によるものと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
788	令和3年5月26日	令和3年6月16日	登記簿サービス代表する行政ウェブの24時間化	登記簿登録情報サービスを、21:00以降・休日にクローズしてしまう点を改善いただきたいです。 利用時間は、「午前8時30分から午後9時まで」です。 (※終了時間になると途中で送受信が切断されることがありますので、特に情報量の多い登記情報を請求する場合にはご注意ください。) なお、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)はサービスが休止されま す https://www.touki.or.jp/TeikyokuUketsuke/reqf/sokochi-tatemono-search	登記簿登録情報サービスある総務省との連携事業で用いています。携帯基地局を建てるための事業であり、安価な電波を供給するために日々努力を重ねています。基地局を建てるためには、もちろん土地や建物のオーナー様にご協力を頂くことが必要で、その所有者をウェブで検索できるサービスが、登記簿登録情報サービスです。しかし、1点問題があります。ウェブはつねにアクセス・使用できる点が利点かと思いますが、このサービスは平日の夜21時以降から朝9時まで稼働を止めてしまいます。さらに土日・祝日は稼働をしておりません。こうしたインフラサービスが停止してしまう事で、コロナ下でのオフピーク通勤や、柔軟なライフスタイルに合わせたタイムシフトをしている従業員が、業務時間内にサービスを使用できないという問題が起こっています。他にも、土日に営業する不動産業者などは、これまで不都合を感じていたのではないのでしょうか。じつに、1週間のうち、62%以上の時間で稼働を止めてしまうウェブサービスは、こうした事業に従事する者のビジネスチャンスを減らしているのではないのでしょうか？ さらに、携帯基地局を建てるというインフラ関連の公共事業においても、大きな時間のロスを生んでいるものと考えます。何卒、登記簿登録情報サービスをはじめとする、行政インフラサービスの稼働時間の24時間化のご検討をお願い致します。	個人	法務省	番号786の回答を参照してください。				
789	令和3年5月26日	令和3年6月16日	登記簿サービス24時間アクセスについて	総務省がwebで提供している登記簿登録情報サービスのアクセス時間制限の撤廃について	総務省がwebで提供している登記簿登録情報サービスですが、官公庁の開庁時間と合わせて利用できるようなっている。インターネットサービスにおいて、利用時間の制限をかける意味がないと思われる。利用者の利便性向上を目的とするならばアクセス時間制限を撤廃して欲しい。	個人	法務省	御提案にあるサービスの名称は、法務大臣(法務省)が指定した法人が行う業務である「登記簿登録情報サービス」と思われるところ、同サービスの利用時間は、平日の午前8時30分から午後9時00分までとしております。	電気通信回線による登記簿登録情報の提供に関する法律第1条	検討を予定	登記簿登録情報サービスの利用時間につきましては、サービス提供に要する費用及びシステムのメンテナンス実施時間等も考慮して、対応を検討してまいります。	
790	令和3年5月26日	令和3年7月7日	大学入試の出願、推薦書類のデータ化	以下の書類について、パソコンにて作成した書類、またはインターネット上での出願を「全ての大学で」導入するよう改革を希望します。 1.大学一般入試における入学願書 2.大学推薦入試における入学願書および高校から提出の推薦書類	現在、公立高校で勤務しており、進路指導において上記の業務により生徒指導に割く時間を捻出できないため。一部の大学ですではすでに行われていますが、その数は十分ではなく、国が主体となって変えなければいままの状況は変わらないと考えます。導入した場合、以下のような効果が得られると考えます。 1.大学側の業務削減 現行の高校生が受験書類を用意し、大学に郵送、大学側で処理するという流れでは、多くの人の手が入り、余分な人件費がかかっていると考えられます。 2.ヒューマンエラーによる生徒の入学機会、学習機会の喪失を防ぐ 上記1と同様に人の手が入ればそれだけミスが起こり得ると考えられます。出願、集計まで人の手が入る部分を減らすことで、ミスを減らし、生徒の実力以外で教育を受ける機会を無くすことのない体制にするべきです。 3.高校教員の業務削減 書類の作成には膨大な時間がかかっています。生徒の推薦書類を無くすことは難しいと考えていますが、作成の際に手書きを指定する大学が多く、その部分だけでも減らすことができれば業務削減につながります。 4.紙資源の無駄遣いを防ぐ 各大学指定の書類を作成する際に、願書を取り寄せますが、高校生は記入ミスを見越して2部以上取り寄せる場合が多いです。また、手書きを指定する書類では、下書きのために多くの紙を使います。そのため、大学出願者以上の数の紙資源が使用されていることが考えられます。以上のことを解消するために大学出願書類をパソコンで作成可能にすること、またはインターネット上での出願を全大学に指示いただきたく思います。	個人	文部科学省	現在、インターネットによる出願や電子媒体での出願書類の提出を可能としている大学が多くある一方、一部導入の進んでいない大学がある旨、承知しております。	なし	現行制度下で対応可能	受験生の利便性を考慮し、多様な出願方法が設定されていることが望ましいと考えておりますが、一部インターネットによる出願等の導入が進んでいない大学に関しては、可能となるよう検討することを促してまいります。	
791	令和3年5月26日	令和3年7月7日	公共調達に係る入札情報提供の一元化について	国の各省庁及び自治体の行う公共調達に関する入札情報提供の一元化について	現在、国の各省庁や地方自治体で行っている公共調達に関する入札情報提供は、公開されている落札情報などは、それらの情報を収集し、入札等に参加している各企業・団体等では、各省庁や各自治体ごとのホームページをそれぞれ各個に閲覧しなければならず、膨大な手間とコストがかかっている状況にある。また、各省庁や各自治体においても、公共調達部門では、予定価格を算定するにあたって、他省庁や他の自治体の公開されている落札情報を参考に入手する際にも、電話やインターネットでの検索エンジン等を使用している情報収集にも限界がある。また、所帯の小さな部署においては、入札参加者を広く集めるのにも、自部署のホームページ等のみの公告掲載では、入札参加者が限られ、結果、競争性が機能しなかったり入札談合の遠因となったりと、落札金額の高止まりの原因の一つになっている。こうしたことから、それらの情報を一か所のシステムやホームページ等に集約することで、利用者の情報検索や情報提供が容易になり、官民双方にとっての時間やコストの削減に寄与することになると考える。さらに、企業や団体等は、競争入札資格者登録の際に予めメールアドレス等の情報とともに、収集したい情報(調達物品等の分野情報や地域情報等)も登録しておき、該当する入札情報が掲載されると、登録されたメールアドレス等に更新情報が発信されるような、積極的な情報発信をすると、サービスの向上が期待できると考える。	個人	総務省	政府としては、国・地方公共団体の調達情報と入札参加企業の企業情報を法人番号で集約・発信し、公共調達市場における事業者の参加機会拡充・柔軟化と、調達にかかると事務手続きの簡素化を目指し、「調達ポータル」を運用しているところです。	世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画について(平成29年5月30日)及び「国・地方IT化BPR推進チーム報告書(平成29年5月19日)	対応	政府が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る調達情報については、政府機関が電子調達システムを利用することで、調達案件が自動的に及び一元的に調達ポータルに集約及び掲載される仕組みとなっています。地方公共団体の調達情報については、現状、一元的に集約可能な仕組みはなく、各自治体と個別の調整が必要となることから、対応可能な自治体と個別に必要な調整を行っていく予定となっています。	
792	令和3年5月26日	令和3年6月16日	国勢調査の手法の見直し	調査票の配布は郵送。安倍のマスクを配布するのと、同じ方法。回答はインターネット、郵送のみ。調査員の人員削減、事務の軽減。	調査員確保が困難。調査の際、住民とのトラブル。警察に、不法侵入で通報。個人情報紛失。調査結果が、どれだけ社会に還元されているのか、不透明。ようするに、社会が国勢調査を望んでいるのか？国勢調査をしなくても、行政は膨大情報をもっており、これらを上手に利用すればよい。	個人	総務省	番号76の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
793	令和3年5月26日	令和3年6月16日	役所のメール	国土交通省関係機関から送られるメールは、添付ファイルがある場合はセキュリティの世界ではPPAPと郵輸されるパスワード付き暗号化ZIPにされて送信されます。これの扱いには内外(送信者/受信者)ともに苦勞する割にセキュリティには寄与しない馬鹿馬鹿しいものなので、辞めて欲しい。	国土交通省以外の事例は知りませんが、比較的広く使われているようなので、他の省庁も同様かも知れません。 PPAPがダメというのは以下の記事を見て下さい。 https://www.itmedia.co.jp/enterprise/articles/2006/23/news042_2.html 受信した者の環境によっては、添付ファイルが開けず、送信者と何度もやりとりをするという効率の悪さ。 縦割りとかではないですが、行政の効率化という点で役所が取りやめることに価値があると思いますし、役所が辞めればこの馬鹿なメールのやりとりが社会からも消えていくと思います。 また、これを辞めれば、つまらないセキュリティソリューションに使う予算も減らすことができます。	個人	国土交通省	国土交通省におきましては、既に電子メールにおける添付ファイルの自動暗号化を廃止しております。	なし	対応	国土交通省におきましては、2021年2月1日(月)に電子メールにおける添付ファイルの自動暗号化を廃止いたしました。	
794	令和3年5月26日	令和3年6月16日	給食費と教材費等の集金について	市が給食費の集金をして学校が教材費等を集金していますが、市が教材費等も含めて一括集金すること。	給食費と教材費を別々に集金されているせいで、保護者は引き落としに関する書類を2種類書かなければなりません。 引き落とし手数料も給食費は公費だから無料ですが、教材費はかかり負担が大きいです。 また、未納になった場合には給食費については振り込みをすれば良いのですが、教材費についてはわざわざ学校まで持っていかなければなりません。 返金がある場合についても学校の場合にはわざわざ学校まで取りに行っ領収書を書かなければなりません。 河野大臣は国や自治体への支払いがオンライン化するとおっしゃっていましたが、学校への支払いについてはどうするのか気になったので提案しました。	個人	文部科学省	給食費や教材費の徴収については、各教育委員会等でその管理方法が定められているものと承知しております。	なし	対応	給食費や教材費の徴収については、各教育委員会等で定められているものであり、運用の仕方によって改善が図れるものと考えます。 また、文部科学省としては、様々な機会に業務の効率化や事務負担の軽減に関しての取組を促しています。	
797	令和3年6月10日	令和3年7月7日	保護者の負担について	学校のPTA活動ですが任意とは名ばかりのほぼ強制です。学校によっては廃止されてるところもあるそうなのでもっと広げて欲しいです。 PTA、子供会、町内の役員。特に集まりは決まって19:00～スタートが多く子供置いて参加するものは止めてほしいです。 仕事も有給使えませんし出席はほぼ強制。欠席すれば白い目で見られます。私は母親ですが、家事に仕事に育児に、本当に負担大きすぎます。身体が休まりません。ハンコの廃止のように子育てする側の負担も減る世の中にして欲しいです。 PTAや町内役員が無かったらもう1人子供が欲しかったですが、強制させられるものが多く、精神的にも疲弊してしまうので私は諦めました。	全国の子供がいる保護者やこれから学校へ行かす若い保護者達、未婚者に、PTAの印象や、負担かどうか、アンケートをお願いします。結果により継続か廃止をお願いします。継続ならば強制しないよう改善をお願いします。	個人	文部科学省	PTAや子供会は任意団体であり、その在り方や活動については、それぞれの組織が主体的に決定、運営するものです。	なし	その他	PTAや子供会についていただいた御意見は、任意団体の運営に係る事項であり、各団体において主体的に御判断いただくべきものと考えます。	
798	令和3年6月10日	令和3年7月7日	契約に使用する登録印鑑の変更の効率化	全省庁統一資格下に於いて契約する契約書で使用している代表者印に関し、代表者が変更となり中央契約機関に変更届を提出受理された場合に、契約を実施している下部地方契約機関から、中央省庁とはリンクしていないので別途変更届を出すよう指示されたが、入札参加資格は全省庁統一資格で下部地方機関でも有効なのに、変更は調達機関毎に提出というのは、非効率であり整合が取れていないと感じるが如何なものでしょうか？ 上部機関に変更届が受理変更された場合は、下部機関もそれに準ずるという対策は取れないでしょうか。	個別契約に関わるものではない変更を、契約機関毎に提出するのは、申請書の作成提出コスト、添付する公的書類の準備コストなどが掛かる。官側においても内部コストの削減など代表機関一か所に提出になれば、これらコストの削減と時間効率性が官民共に向上します。	民間企業	財務省	代表者の変更に伴う代表者印の変更届けの官公庁への提出は、会計法令で定められている手続きではありません。	なし	現行制度下で対応可能	代表者の変更に伴う代表者印の変更届けの官公庁への提出は、会計法令で定められている手続きではありません。 そのため、代表機関(上部機関)一か所に代表者印の変更届けを提出し、下部機関も含め変更を行う取扱いとすることは、各府省の判断で可能です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
799	令和3年6月10日	令和3年7月20日	建築基準法による中間検査及び完了検査の厳格な運用について	<p>性善説に基づく運用を見直し厳格な運用を行うとともに、検査体制自体のチェックを第三者機関や、独立性の高い行政機関が行うべきである。また、必要な関係職員の配置については検討すべきである。</p> <p>レオパレスの施工不良問題で、検査が形式的なものに過ぎないことが明らかになったのに放置されたままである。レ社1社の問題ではないかもしれないのに、大事にしたくないため、国土交通省は業界全体の再調査を怠り、問題を矮小化している。耐震偽装の際の教訓がまるで生かされていない。</p> <p>また、行政改革という公務員の数の削減ばかり話題となるが、日本の公務員数は欧米と比べ大変少なく、必要なのは検査が省略されたり、フェアな競争が阻害されているように思う。ブラック企業がはびこるのも、労働基準監督署に十分な職員がいなければいけないからではないか？</p> <p>建築基準法については、せめて類似のアパートなどについては、抽出でも良いので抜き打ち検査を行うべきである。今後のためにも、関係職員については、性悪説でも対応可能な人員を確保できるよう予算措置すべきである。そして、国土交通省が生ぬるい対応を行わないよう監視する機関の設置を検討すべきである。</p>	<p>レオパレスの施工不良問題で、検査が形式的なものに過ぎないことが明らかになったのに放置されたままである。レ社1社の問題ではないかもしれないのに、大事にしたくないため、国土交通省は業界全体の再調査を怠り、問題を矮小化している。耐震偽装の際の教訓がまるで生かされていない。</p> <p>また、行政改革という公務員の数の削減ばかり話題となるが、日本の公務員数は欧米と比べ大変少なく、必要なのは検査が省略されたり、フェアな競争が阻害されているように思う。ブラック企業がはびこるのも、労働基準監督署に十分な職員がいなければいけないからではないか？</p> <p>建築基準法については、せめて類似のアパートなどについては、抽出でも良いので抜き打ち検査を行うべきである。今後のためにも、関係職員については、性悪説でも対応可能な人員を確保できるよう予算措置すべきである。そして、国土交通省が生ぬるい対応を行わないよう監視する機関の設置を検討すべきである。</p>	個人	国土交通省 総務省	<p>建築士は、建築士法において、工事監理者として、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかの確認を行うこととされている。</p> <p>建築主事又は指定確認検査機関は、建築基準法において、工事着工前に建築計画の法適合を確認し、中間検査・完了検査時に、現場の目視確認に加え、工事監理の状況の書類確認等により、施工された建築物の法適合を確認することとされている。</p> <p>建築基準法第77条の31第1項に基づき、指定確認検査機関の指定権者である国土交通大臣又は都道府県知事は、指定確認検査機関に対し、必要な報告を求めことや当該機関に立ち入り、業務状況等を検査することができると規定されています。また、平成19年の法改正により、同法第77条の31第2項の規定を新設し、特定行政庁についても国と同様に立入検査を行う権限を付与しております。</p> <p>指定確認検査機関における確認検査業務を行う資格を有する確認検査員の数につきましては、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第16条に基づき、当該機関が事業年度内にを行うとする確認検査の件数に応じて必要な人員を確保することが規定されています。</p>	<p>建築基準法第6条第2項第7条の2第7条の3第7条の4第77条の31第1項第77条の31第2項</p> <p>建築士法第1条第2条第8項</p> <p>建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第16条</p> <p>賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>レオパレスの施工不良問題を受け、「共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会」において、主な発生原因の分析と再発防止策の検討を行いました。この検討を踏まえ、具体的には、検査制度や工事監理制度について以下の対応を実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸共同住宅の工事監理を適正化するため、「賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン」を策定し、工事監理の実施状況を中間・完了検査で確認。 ・「大手賃貸共同住宅供給事業者において対応が望まれる品質管理の高度化指針」を策定し、対象事業者の対応状況を定期的に確認。 ・工事監理者からの通報窓口を関係団体に設置。 ・特定行政庁に中間検査の工程指定を要請。 <p>国土交通省及び都道府県は、定期的に建築基準法第77条の31に基づく指定確認検査機関への立入検査を実施し、確認検査体制のチェックを行い、不適切な業務が行われている場合は基準に従って処分しています。</p> <p>国土交通省及び都道府県が実施する上記の立入検査において、確認検査員の人数が、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第16条の規定に適合していることも含め、検査しています。</p> <p>以上のような取組を含め、必要な検査体制を構築しています。</p>	
800	令和3年6月10日	令和3年7月20日	警察と入国管理局との情報共有	<p>警察と入国管理局との間で、出入国者についての情報が共有されていないと、聞きましました。</p> <p>外国人が増えて、外国人による犯罪も増えていすから、情報を共有して、犯罪を恐るのある人の入国を防いだり、入国した要注意な人へ注意を向けたりできるようにすれば良いと思います。</p>	<p>外国で前科があるとか、以前来日した時に前科があるとか、指名手配されているとか、そういう情報を、警察と入国管理局で共有していれば、入国と出国の時に特定しやすくなり、国内での外国人による犯罪を減らすことが出来るでしょう。</p> <p>すでに情報を共有しているのなら良いのですが、していないと聞きましましたので、意見をさせていただきます。</p>	個人	警察庁 法務省	<p>出入国在留管理庁では、出入国管理における情報収集及び分析の中核組織として設置された出入国管理インテリジェンス・センターにおいて、警察庁等国内外の関係機関と情報共有を推進しており、国際的なテロリスト等の情報等、各種情報を収集し、出入国在留管理庁保有のその他情報と合わせて高度な分析を行い、その結果を空港等の地方出入国在留管理官署で活用することにより厳格な水際対策を実施しております。</p> <p>そのほか、不法滞在者・偽装滞在者対策を推進するために、警察庁等の関係機関と相互の情報提供や内偵調査の相互補完を行うなど、協働関係にあり、出入国在留管理庁での調査の過程で犯罪行為の端緒を得た場合は、警察庁等の関係機関に対して積極的に情報提供を行っております。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第61条の7の7及び第61条の8</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	
801	令和3年6月10日	令和3年7月7日	独立行政法人日本学生支援機構による奨学金貸与について	<p>独立行政法人日本学生支援機構により奨学金(以下、「奨学金」という。)の貸与を受け、返済を行う際、口座変更等についての手続きをインターネット上でも行えるようにする。</p>	<p>現状、奨学金の返済について、口座変更等の手続きの際は原則として書面での手続きを求められている。押印はもちろんのこと、住所なども同書類中で2回の記入(振替口座所有者・奨学金貸与者)を求められており、非常に煩雑である。</p> <p>提案にも記載のとおり、インターネット上で諸々の手続きを行うことを可能にすれば、奨学金借入者による円滑な返済も望めるとともに、当該機構の人的費削減等にもつながると思われることから、本件を提案させていただきます。</p>	個人	文部科学省	<p>日本学生支援機構の実施する奨学金の返還口座の変更手続きは、金融機関において口座開設時の届出印の押印による本人認証を必要としていること等の理由から紙で受付を行っております。</p>	なし	<p>検討を予定</p>	<p>令和4年度以降、順次、インターネット環境での口座変更が実施できるよう、日本学生支援機構で準備を進めていきます。</p>	
802	令和3年6月10日	令和3年7月7日	非常勤労働者の賃金・処遇改善の相談窓口の一本化	<p>非常勤労働者が「賃金不払いを相談する先は労基署の「方面」という部局ですが、処遇改善を相談する先は「雇用環境均等部」というところ。賃金と処遇とは切っても切り離せないもので、それを別々の部局に相談しなければならぬのは時間の無駄だと思います。相談先を一本化していただきたいです。</p>	<p>私は北海道大学で7年非常勤講師をしていました。新型コロナの影響で、所属する大学は開講日を遅らせ、オンライン授業を実施することとなりました。その結果、非常勤の契約期間も変更されました。担当した授業コマに対する支払いはなされましたが、実際の開講日より前から、オンライン授業実施のために、今までする必要が無かった連絡や準備などで非常に多くの時間を費やしました。しかし、その分の支払いはなされていません。常勤の方は毎月給与が出て、健保も勤務先がカバーしてくれますが、非常勤にそんなものはありません。</p> <p>労働基準監督署に相談すると、これは「既往の労働」ということで、その分の請求書を所属部局の長に出すように言われましたが、支払ってもらえないようです。契約開始前だから、「謝金」として大学が行ったオンライン授業に向けての体験会の出席分についてのみ「謝金」を出すとのことでした。</p> <p>私にはこれが解せません。非常勤の契約は1年で、毎年新規に契約しなおす形式でした。これを7年繰り返していたのですが、今回は3月31日までの契約が切れ、本来は4月1日から契約が始まる予定だったのに実際の開講日の5月11日からは勝手に変更され、かつ、4月1日から開講日まで今までになかった作業をしなければならなかったにもかかわらず、その分について支払が無いのです。</p> <p>非常勤の契約(処遇)のあり方と、実際の賃金支払いの問題と問題は2点あると思うのですが、相談先は2か所。相談のためのこちらの負担は2倍になります。そんな時間があるなら、生きるために現状を諦め、黙って働く人も多いと思います。状況の改善を望みます。</p>	個人	厚生労働省	<p>労働問題に関する相談については都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コーナーにおいてワンストップで受け付けており、相談内容に応じて、情報提供等を行うとともに、専門的な回答が適当であるもの又は監督権限の行使、行政指導等の実施を求めるものは所管担当部署に取り次ぐこととしています。取り次ぎを行うに当たっては、取次先で相談者が繰り返し同一の質問等を行うことのないよう、所管の行政機関名及びその所在地について正確な情報提供を行うほか、必要に応じ、取次先の担当者に連絡し、相談内容の概要を口頭等にて伝えることとしています。</p>	<p>個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	
803	令和3年6月10日	令和3年7月7日	ハローワーク改革	<p>まず、雇用保険の取り扱いを年金事務所(仮称)に一元化し社会保険事務所(仮称)にすること</p> <p>職業相談コーナーについては、現在はインターネットが普及している観点と求人票はただの自己申告の求人広告であり、職員の職業相談は、事実なのか分からないため、どちらみち自己責任ならば、職業相談コーナーは民間企業にすべきと考えます。現在の状況は求人票に大幅な相違があっても事業所が法律違反を犯している内容の求人票を認めようとするため同様の求人がループを繰り返しています。職員も求人を出してもらえなくなるのを恐れてか強く言っていないようです。また、ハローワークインターネットサービスから直接会社への応募を希望します。</p>	<p>現在は公共機関として求人を受理しているため、あらゆる求人票を会社の意向に沿った求人を受理しているため、詐欺求人が横行しておりそのしわ寄せが求職者に賃金低下や本人の希望どおりの仕事に就けないということがおこっており、早期の離職に繋がっております。(HWが受理した通り応募しているにもかかわらず)もっと厳格な求人の取り扱いになるには運営コストが安く、職員によって言うことが違うことによるトラブルが少なくなると思っています(競争原理で淘汰されるため)現在は不適切な対応をしている職員は淘汰されず、より良い労働行政の運営に繋がっておりません。</p>	個人	厚生労働省	<p>雇用保険制度は労働者が失業した場合や、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合などに、生活及び雇用の安定と就職の促進のために必要な給付を行う制度です。一方で、年金制度は、将来高齢で働けなくなったときや、重い障害を負ったとき、一家の大黒柱が亡くなったときなどに、本人や残された家族に年金を支給することで生活を保障する制度であり、制度趣旨が異なります。</p> <p>ハローワークは、障害者や生活保護受給者の方などの就職困難者や人手不足の中小零細企業を中心に無償で支援を行う雇用のセーフティネットの役割を担い、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一元的に実施しています。ILO条約第88号第2条においても、「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国体系で構成される」とされています。一方、セミナーやキャリアコンサルティング業務については、民間人材ビジネスが強みを発揮出来る分野であることから、既に、民間委託出来る業務については民間委託を進めています。</p> <p>求人の受理について、ハローワークは、原則として、全ての求人の申し込みを受理しなければならないとされています。ただし、求人申込みの内容が法令に違反する等の一定の要件に該当する場合には、求人の申し込みを受理しないことができます。これらの要件に該当する疑いのある求人の申込みがなされた際には、求人者に確認を行い、求人受理を保留する等の対応を行っております。加えて、ハローワークで紹介を受けた方については、「ハローワーク求人ホットライン」を設け、求人票と実際の異なる旨の申し出等を受け付けています。ハローワークで公開・紹介している求人の内容が実際と違っていたことが判明した場合には、担当のハローワークにおいて、事実を確認の上、会社に対して是正指導を行っております。</p> <p>また、求人への応募については、ハローワークインターネットサービスに掲載している情報に基づき、直接求人者に応募いただくことができます。</p>	<p>雇用保険法、国民年金法、厚生年金法、職業安定法、厚生労働省設置法</p>	<p>【雇用保険の取扱いを年金事務所(仮称)に一元化することについて】 対応不可</p> <p>【職業相談業務の民間委託について】 対応</p> <p>【求人票の相違について】 対応</p> <p>【紹介業務のオンライン化について】 対応</p>	<p>制度の現状欄に記載のとおり、雇用保険と年金では制度の趣旨や対象者が異なり、各制度において支給要件や支給に係る手続が異なるため、適切な部署において対応することとしております。</p> <p>また、ハローワークにおいては、求人内容の確認を徹底し、内容に不備のある求人については後述の求人ホットラインを設け会社への是正指導も行ってあります。なお、ハローワークは就職困難者や人手不足の中小零細企業に対するセーフティネットの役割を果たしている一方、就職支援に係る業務については、民間人材ビジネスが強みを発揮できる分野であることから、民間委託出来る業務についてはこれまでも委託を進めてきたところです。引き続き、国、民間等それぞれの強みを活かした効率的な職業紹介業務の運営に取り組んでまいります。</p> <p>求人の受理について、ハローワークは、原則として、全ての求人の申し込みを受理しなければならないとされています。ただし、求人申込みの内容が法令に違反する等の一定の要件に該当する場合には、求人の申し込みを受理しないことができ、これらの要件に該当する疑いのある求人の申込みがなされた際には、求人受理を保留する等の対応を行っております。加えて、ハローワークで紹介を受けた方へは、「ハローワーク求人ホットライン」を設け、求人票と実際の異なる旨の申し出等を受け付けており、担当のハローワークにおいて事実を確認の上、会社に対して是正指導を行っております。ハローワークインターネットサービスについては、左記取組に加えて、令和3年9月中旬に、ハローワークインターネットサービス上においてオンラインで直接求人者に応募することが可能となる予定です。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
804	令和3年6月10日	令和3年7月7日	視覚障害者の教育の教員資格に係る縦割り(理療科に関して)	視覚支援学校の理療科の教員に厚生労働省管轄の教員養成施設において「あん摩マッサージ指圧師、はり師きゆう師普通科教員」の資格を取得した者双方が教授することが出来るが、文科省管轄の視覚支援学校の理療教育の分野においては原則「特別支援学校自立教科教諭1種免許状(理療)」を持った者しか教授出来ない。国立障害者リハビリテーションセンターの自立支援局の理療教育部に於いても視覚支援学校の理療教育の分野においても、行われていることは、視覚障害者に対して就労支援の一環として「あん摩マッサージ指圧師、はり師きゆう師」の資格取得に向けた授業を行う事であり、両者(視覚支援学校と国立障害者リハビリテーションセンター)における理療教育に関わる教員資格の垣根を取り払うべきと考えます。	個人	文部科学省	教育職員免許法の規定により、特別支援学校の教員は相当する免許状を有する者でなければなりません。 教科の領域の一部を担当する場合は特別非常勤講師制度を用いて教職課程を経ていない方も「理療」を担当することができます。 公立学校教員採用試験において免許状を有しない社会人等を対象として社会人特別選考を実施し、専門的な知識・技能を有する社会人等に対して特別免許状を授与する等の取り組みを行っている教育委員会もあります。 特別支援学校自立教科教諭(理療)の免許状については、「あん摩マッサージ指圧師免許」「はり師免許」「きゆう師免許」をすべて有している場合は、文部科学大臣が指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に1年以上在学したことをもって取得が可能です。	教育職員免許法	現行制度下で対応可能	教員免許制度は、公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする制度であり、特別支援学校教諭免許状取得のためには、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教育に関する内容や「特別支援教育に関する科目」について学修することで、特別支援学校教諭に求められる資質能力を身に付けることが重要であると考えています。そのため、「学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)」で規定される特別支援学校の教員は教員免許状を有する必要があります。 したがって、「厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関を卒業した者」の資格をもって特別支援学校の教員となることはできませんが、免許状を持たずに教科の領域の一部を担当することができる特別非常勤講師制度を活用して特別支援学校で「理療」を担当することができます。 なお、教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められるなど優れた知識技能等を有する方が、教育委員会の審査をもって特別免許状を取得することや「あん摩マッサージ指圧師免許」「はり師免許」「きゆう師免許」をすべて有している場合、文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に1年以上在学したことをもって特別支援学校自立教科教諭(理療)の免許状を取得することが可能です。		
805	令和3年6月10日	令和3年7月7日	国の施策の効果を図るPDCAサイクルの一本化	国の施策の効果を図るPDCAサイクルの検討においては、1.総務省による政策評価制度 2.行政事業レビュー(公開プロセス) 3.雇用保険二事業懇談会(厚生労働省労働保険特別会計のみ)と、とりわけ厚生労働省(労働保険特別会計)においては複数の検討会が実施され、評価体系が重複しており、厚生労働省の職員はそれぞれの作業を個別に処理していることから、これら1から3を一本化する。または、各評価体系で作成した資料や確認した内容に流用できるものがあれば流用し、作業の重複を削減する。	1から3の作業は、それぞれの組織から毎年作業依頼があり、いわゆる原課の職員は本来業務とは別に1から3の所定様式を作成する作業に追われ、特に最近はこの様式を作成する作業に終始しており、本来の目的である施策の効果的な見直しに資するような作業となっていないものもあると感じています。 このため、1から3を一本化され、重複が改善されることで、以下の効果が期待されます。 a.本来の目的である施策の効果的な見直しを行うための時間の確保が可能となる。 b.職員の精神的な負担が軽減され、霞ヶ関の人材の流出を抑えることに繋がる。 c.a・bの結果、行政サービスの質の向上に繋がり、国民の利益に繋がる。 d.職員の残業時間が減少し、国費の負担を抑える事に繋がる。 (参考) 国の施策の効果を図るPDCAサイクルの検討においては、 1.総務省による政策評価制度 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html 2.行政事業レビュー(公開プロセス) https://www.gyokaku.go.jp/ 3.雇用保険二事業懇談会(厚生労働省労働保険特別会計のみ) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/koyouhoken04/index.html	個人	総務省 内閣官房 厚生労働省	政策評価制度は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)に基づき、各行政機関が、自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度です。これは、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的とするものです。 行政事業レビューについては、各府省自らが、自律的に、概要要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り(支出先)、何に使われたか(使途)といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概要要求や執行等に反映させる取組であり、いわゆる「行政事業総点検」ともいうべきものです。行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じた高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高める(「見える化」を進め)、国民への説明責任を果たすために実施されるものです。 雇用保険二事業懇談会の取組については、雇用保険二事業について施策の評価やあり方について、保険料を負担する企業を代表する団体からご意見を頂くために行ってあります。 以上の通り、各々の取組は、対象や目的などが異なるものであり、それぞれ必要なプロセスであると考えております。 他方で、作業の重複等がないか、負担の軽減ができないか、不断の見直しを行うことは重要と考えており、例えば、行政事業レビューにおいては、政策評価の取組との連携を図るため、レビューの公開プロセスにおける外部有識者会と政策評価の同種の会合を合同開催することを、行政事業レビュー実施要領(平成25年4月2日 行政改革推進会議決定)において推奨するなど、重複を排除するとともにレビューと政策評価の一体的な推進を図ってきているところです。また、作業面でも各府省等の担当者の作業負担軽減のため、レビューシートの作成を容易にするツールの配布等の取組を行ってきたところです。 なお、政策評価審議会提言(令和3年3月政策評価審議会)では、「実務で行われている政策の効果等の把握・分析の結果の公表を、政策評価についての公表と関連付けたり、政策評価結果の公表と位置付けたりすることの可否、方法について検討する必要がある」、「内閣官房が取り組んでいる行政事業レビューやEBPM推進の取組との関係についても、作業の合理化の観点も踏まえ、整理する必要があると考えられる」とされています。こうしたことを踏まえ、目標管理型の政策評価を実施する際に、各行政機関は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に示す様式を基本として、事前分析表を作成することとしています。そこに記載しようとする事業で行政事業レビューシートにも記載があるものについては、必要に応じその記載を省略することも可能であることを確認し、作業の合理化等を図ったところです(令和3年3月)。	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第1条、第3条	検討を予定	各々、引き続き、各府省の負担の軽減等に努めていきます。具体的にどのような重複があるのか、どのような作業が負担となっているか、どのような合理化策があるのか等について、各府省や有識者の意見等もお伺いしながら、関係府省等で連携し、更なる負担軽減のための検討を進めたいと考えています。	
806	令和3年6月10日	令和3年7月20日	源泉徴収票・給与支払報告書の提出場所	専従者の年末調整をすると年明けに税務署へ「源泉徴収票等の法定調査合計表」市役所へ「給与支払報告書」「総括表」をそれぞれ提出します。内容はほぼ同じです。1つの様式で1か所提出とし、内容は共有してもらえないでしょうか。	年明けに専従者の年末調整用紙の提出で税務署・市役所へ行きます。税務署と市役所の記入項目は類似しているのに、それぞれ提出します。個人番号を記入しているのだから一括様式で共有してほしい。	個人	総務省 財務省	平成29年1月から、税務署へ提出する「給与所得の源泉徴収票(法定調査合計表を含む)」及び市町村へ提出する「給与支払報告書(総括表を含む)」については、eLTAXを利用していただくことで一括で作成し、送信することができる電子的提出一元化の仕組みがととのっています。	地方税法、地方税法施行規則	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
807	令和3年6月10日	令和3年7月7日	公立学校の給与事務等の押印廃止	公立学校の給与事務等の押印を廃止する。	複数の学校の事務を共同して行う共同学校事務室制度が出来たが、給与関係の決裁をするために押印が必要で至急の事例では、はんこをひとつ貰うために事務職員が他の学校に行かなければならず業務が多忙化している。 学校と家庭の連絡のデジタル化も教員がやるより、普段からパソコンを使った事務処理に慣れている事務職員が中心となり推進するべきだと思うが、効率の悪い業務が多く手が回らない状況であるので改善を望みます。	個人	文部科学省	番号752の回答を参照してください。				
808	令和3年6月10日	令和3年7月20日	国勢調査の在り方、やり方について	電力会社の持っている情報をもとに台帳を作成し、国勢調査員への事前配布資料に反映させる。5年に1度なので海外留学生には学校でこのような調査がある事、回答しなくてはならない事を周知させる	今回はじめて町内会長に依頼され国勢調査員になって調査方法が前近代的なものと質問項目の意図不明さにおどろかされました。戸建ての方はいいですが、賃貸マンション、アパートの回答率が非常に悪いです。何回催促しても結果提出されていません。こんな状態の調査は意味があるのでしょうか？ まず、調査員は担当地区を割り当てられますが、どの家、部屋に実際生活者が居住しているかの情報はありません。カーテンがついている、夜電気がついていないなどを頼りに質問票を配ります。単身者はまず訪問しても出てきません。外国人はどこかの国が聞いてその国の言葉の調査票を渡しても提出しません。この調査に何億円使っているのですか？また、この調査結果をどんな政策に反映されているのか全く見えません。人手を利用するにしてももっと効率的な方法があると思います。やるならもっと周知徹底してください。	個人	総務省	国勢調査は住民票などの届け出に関係なく、実際にふだん住んでいる場所で把握することとしているため、調査員が居住の実態を確認の上、調査書類を配布しております。 調査を円滑に行うため、マンションの管理会社等に対しては、地方自治体とも連携し、ポスター等の掲示、空き室情報の提供、調査員活動の支援などについて、協力依頼を行っているところです。 また、テレビ、インターネットなどを通じた広報に加え、職場や学校、公共交通機関や小売店等から国勢調査を周知いただくなど、各種企業・団体において、社内外に向けた調査周知に御協力いただいたところです。	なし	その他	今回の実施状況を検証し、その時々を導入可能な技術や方法等を取り入れ、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えています。	